20　決議第千九百七十号（二千十一年）17の規定に従って凍結された資産が、その後の段階で、できる限り速やかにリビアの市民の利益のために利用可能となるよう確保するとの決定を強調する。

21　全ての国は、当該取引が文民に対する暴力及び武力の行使に寄与し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、自国の国民、自国の管轄権に服する者、及び自国の領域内で設立された又は自国の管轄権に服する会社に対し、リビアにおいて設立された又はリビアの管轄権に服する団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動する個人又は団体、及びそれらにより所有され又は管理される団体とのそのような取引を行う際に、監視を行うよう要求することを決定する。

指定

22　別添附属書Ⅰに掲載された個人が、決議第千九百七十号（二千十一年）15及び16の規定により課される渡航制限の対象となることを決定し、さらに、別添附属書Ⅱに掲載された個人及び団体が、決議第千九百七十号（二千十一年）17、19、20及び21の規定により課される資産凍結の対象となることを決定する。

23　決議第千九百七十号（二千十一年）15、16、17、19、20及び21の規定により特定される措置が、決議第千九百七十号（二千十一年）の規定、特に同決議9及び10の規定に違反した、又は他の者が違反することを支援したと理事会又は委員会により決定された個人及び団体にも適用されることを決定する。

専門家パネル

24　国連事務総長に対し、委員会と協議し、以下の任務を遂行するため、委員会の指示の下に八名までの専門家のグループ（以下「専門家パネル」という。）を当初の一年の期間設置することを要請する。

(a)　決議第千九百七十号（二千十一年）24の規定及びこの決議に定める任務の遂行に当たり委員会を支援すること

(b)　国、関連する国際連合機関、地域的機関及びその他の関係当事者から、決議第千九百七十号（二千十一年）及びこの決議により決定された措置の実施に関する情報（特に違反の事例に関するもの）を収集し、審査し、及び分析すること

(c)　理事会、委員会又は国が検討し得る、関連する措置の実施を改善するための行動につき勧告を行うこと

(d)　専門家パネルの作業につき、パネルの任命後九十日以内に理事会に中間報告を、また、その任務が終了する三十日前までに理事会に最終報告を、所見及び勧告とともに提出すること

25　全ての国、関連する国際連合機関及びその他の関係当事者に対し、特に決議第千九百七十号（二千十一年）及びこの決議により決定された措置の実施に関して保有するいかなる情報（特に違反の事例に関するもの。）も提供することにより、委員会及び専門家パネルと完全に協力することを要請する。

26　決議第千九百七十号（二千十一年）24で規定された委員会の任務は、この決議において決定された措置に対しても適用することを決定する。

27　リビアを含む全ての国が、決議第千九百七十号（二千十一年）、この決議及び関連する決議によって安全保障理事会によりとられた措置を理由として、その履行が影響を受けたいかなる契約又はその他の取引に関連して、リビア当局、リビアにおけるいかなる者若しくは機関、又はそのような者若しくは機関を通じて若しくはこれらの利益のために請求を行ういかなる者の要請によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要な措置をとることを決定する。

28　リビア当局の行動を常時継続して見直すとの理事会の意図を再確認し、リビア当局によるこの決議及び決議第千九百七十号（二千十一年）の履行状況に基づき、適切な場合には、措置の強化、停止又は解除を含め、この決議及び決議第千九百七十号（二千十一号）により課された措置をいつでも見直す用意があることを強調する。

29　この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

別添附属書Ⅰ

渡航禁止

1.　カリーン・サーレハ・カリーン・アル・カダフィ
在チャド・リビア大使。セブハに向けチャドを出国。体制の傭兵の採用及び調整に直接的に関与。

2.　アミード・ハサン・アル・クーニー大佐
ガート（南部リビア）の知事。傭兵の採用に直接的に関与。

別添附属書Ⅱ

資産凍結

1.　ドルダ、アブゼイド・オマル
称号：対外治安庁長官

2.　ジャービル、アブバクル・ユーニス少将
称号：国防相、肩書：少将、生年月日：１９５２年、出生地：ジャロ、リビア

3.　マトーク、マトーク・ムハンマド
称号：建設相、生年月日：１９５６年、出生地：ホムス

4.　カダフィ、ムハンマド・ムアンマル
ムアンマル・カダフィの息子。体制との関係が緊密。
生年月日：１９７０年、出生地：トリポリ、リビア

5.　カダフィ、サーディ
特殊部隊司令官。ムアンマル・カダフィの息子。体制との関係が緊密。示威運動家の弾圧に関与した軍部隊の指揮官。
生年月日：１９７３年５月２５日、出生地：トリポリ、リビア

6.　カダフィ、セイフ・アルアラブ
ムアンマル・カダフィの息子。体制との関係が緊密。
生年月日：１９８２年、出生地：トリポリ、リビア

7.　アル・サヌーシ、アブドラ大佐
称号：軍部諜報部長、肩書：大佐、生年月日：１９４９年、出生地：スーダン

団体

1.　リビア中央銀行
ムアンマル・カダフィ及びその家族の支配下にあり、体制の潜在的資金源。

2.　リビア投資庁
ムアンマル・カダフィ及びその家族の支配下にあり、体制の潜在的資金源。
別名：リビア・アラブ外国投資公社（ＬＡＦＩＣＯ）
所在地：1 Fateh Tower Office, No 99 22nd Floor, Borgaida Street, Tripoli, Libya, 1103

3.　リビア外国銀行
ムアンマル・カダフィ及びその家族の支配下にあり、体制の潜在的資金源。

4.　リビア・アフリカ投資ポートフォリオ
ムアンマル・カダフィ及びその家族の支配下にあり、体制の潜在的資金源。
所在地：Jamahiriya Street, LAP Building, PO Box 91330, Tripoli, Libya

5.　リビア国営石油公社
ムアンマル・カダフィ及びその家族の支配下にあり、体制の潜在的資金源。
所在地：Bashir Saadwi Street, Tripoli, Libya